

〈医療費〉

Q：医療費には何が含まれるの？

A：病院や薬局で支払う病気やケガの治療代や薬代、バスや電車などの通院交通費、市販のカゼ薬などの購入費、視力回復のレーシック手術費用、子供の歯列矯正費用、出産費用などが対象です。介護施設や在宅療養の費用で一部対象になるものもあります。
人間ドックや健康診断費用、インフルエンザ予防接種の費用、健康増進のビタミン剤購入費、美容の歯列矯正費用などは原則対象となりません。

Q：医療費は本人分しか控除できないの？

A：医療費控除は、本人分だけでなく一緒に生活する家族の分も合算することができます。同居していなくても仕送りしている家族がいれば、その方の医療費も合算できます。一般的に所得の多い方からまとめて控除すれば最も税負担が軽くなります。※例外あり次項参照

Q：医療費は10万円ないと控除できないの？

A：医療費が10万円に満たなくても、所得が少ない方は医療費控除を受けられる場合があります。家族分を合計しても10万円に満たないときは所得の少ない方からまとめて控除した方がよい場合があります。

Q：医療費は何年分も合算してよいの？

A：複数年分の医療費を合算して確定申告することはできません。医療費を支払った年ごとに申告することになります。一般的なサラリーマンの方は5年分までさかのぼって医療費控除の申告ができます。

Q：たくさん医療費を払ったのに還付が少ないんだけど…

A：医療費控除による還付は、給与や年金等から天引きされている所得税の一部を納税者に返す手続きなので、それらの金額が少なければ還付される金額も少なくなります。

〈年金〉

Q：年金の収入しかないけど申告しないといけないの？

A：年金の収入が年 400 万円以下で、かつ他の所得金額が年 20 万円以下の方は確定申告の必要がありません。ただし医療費控除の還付や株式の譲渡損失の繰越を受けたい方等は従来どおり確定申告が必要です。なお、所得税(国税)の申告は不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。念のためお住まいの自治体にご確認ください。

Q：妻も年金をもらい始めたけど夫婦の収入を合算して申告するの？

A：所得税は「世帯単位」ではなく「個人単位」で計算するのでご夫婦の収入を合算することはありません。

Q：妻の年金から天引きされた社会保険料は夫から引けないの？

A：年金等から天引きされた社会保険料は本人分からしか控除できません。

〈土地や建物等の売却〉

Q：買った値段よりも安く売って損したら税金はかからない？

A：一般的には損をしているように思えても、購入費用のうち建物の割合が多かったり購入年数が経っていたりすると、減価償却費が多くなるので税金がかかる場合があります。専門家に一度ご相談ください。

Q：購入したさいの契約書がなく購入額がわかりません…

A：購入時の契約書がないときは、購入額として認められるのは原則売価の5%のみとなります。ほとんどが所得となるため、数百万円という多額の納税が発生します。ただし、購入時の状況を調査することで実際の購入額を税務署に認めてもらえる場合があります(500万円の納税見込がゼロとなることもあり)。専門家に一度ご相談ください。

Q：自宅を売って損が出たときは、申告しなくていいの？

A：要件を満たしていれば税金が還付される場合があります。専門家に一度ご相談ください。

〈株式等の売却〉

Q：株を売却したけど、赤字でも申告の必要があるの？

A：株式売買の税金は証券会社で精算してくれるのが一般的です。そのため投資家が自分で確定申告する必要は基本的にありません。ただし、上場株式等の売却で赤字が出た場合に赤字の繰り越し(3年間)や他の口座の黒字と相殺して税金を還付する場合は確定申告をする必要があります。

Q：FXの黒字にも税金がかかるの？

A：FX(外国為替証拠金取引)の所得には店頭取引、取引所取引のいずれの取引であっても所得税等15.315%と住民税5%の税金がかかります(平成24年1月1日以降)。なお株式の赤字とFXの黒字の相殺はできません。

〈個人事業〉

Q：業績不振で赤字なんだけど、申告の必要があるの？

A：事業以外に年金等の収入がある場合は、確定申告をすることで税金が還付される場合があります。また、青色申告の場合は確定申告をすることで赤字を3年間繰り越すことができます。

〈住宅ローン控除・住宅取得資金の贈与〉

Q：転居したら受けられないと聞いたけど…

A：会社の事情によるやむを得ない転居で、家族はこれまでとおりが自宅に住み続ける場合は引き続き控除を受けられる場合があります。また家族と一緒に引っ越す場合でも事前に手続きをすれば再居住した際に控除を受けられる場合があります。専門家に一度ご相談ください。

Q：住宅を購入するのに親から資金援助を受けたのだけど…

A：住宅取得資金の贈与の特例には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの制度があります。専門家に一度ご相談ください。